

別紙

「(仮称) 高知県国見山周辺における風力発電事業環境影響評価準備書」
に対する知事意見

1. 総括的事項

- (1) 本事業の実施にあたっては、関連法令を遵守し、地元自治体をはじめとする関係機関等と十分調整すること。

地域住民等に対しては、必要に応じて説明の場を設けるなど、必要な情報提供を行い、分かりやすい資料を用いて丁寧かつ十分な説明により理解を得られるよう努めること。その際には地域住民からの意見聴取に努め、懸念事項に対しては十分な配慮を行ったうえで、検討を行うこと。また、関係自治体の担当課にも事業の進捗を密に情報共有すること。

なお、本事業にかかる計画、工事内容、事後調査の結果等は、個人情報や希少動物へ十分に配慮したうえで、インターネット上で公開するなどし、積極的な情報開示に努めること。

- (2) 評価書の作成にあたっては、提出された意見を十分検討し、必要に応じて専門家等の意見を踏まえ、各種データや評価の根拠となる最新の知見、数値等を記載し、分かりやすい内容となるよう努めること。

本事業の実施以降も、本事業の目的、内容、環境への影響とその回避・低減策について、地域住民から理解を得られるよう善処すること。

- (3) 予測結果に不確実性を伴う項目等については、事後調査を適切に実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて更なる環境保全措置を講じること。

- (4) 本事業の実施にあたっては、準備書に記載の環境保全措置を着実に実施することに加え、下記「2. 個別事項」についても適切に実施し、より一層の環境影響への回避又は低減に十分配慮すること。

2. 個別事項

- (1) 土地の改変に伴う自然環境への影響

対象事業実施区域に含まれている、大豊町には「砂防法」で規定する砂防指定地が存在し、本山町には「地すべり防止法」で規定する地すべり防止区域、

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」で規定する急傾斜地崩壊危険区域が存在しており、土地の形質の改変には慎重を要する地域であり、本事業によって土砂災害を誘発助長することがないように十分留意すること。

また、対象事業実施区域は水源かん養保安林内に立地しており、その周辺一帯にも多数の水源かん養保安林が存在している。これらの森林が果たしている公益上の役割に鑑み、土地の改変量を可能な限り抑制するとともに、森林の伐採面積を可能な限り最小化することで、自然環境への影響を回避又は低減すること。

(2) 水環境への影響

対象事業実施区域の周囲には、一級河川である吉野川、その第一支川である穴内川といった二つの河川が流れており、それら河川に流れ込む支流は事業対象実施区域周辺に上流端を発している。また、対象事業実施区域の周辺には簡易水道施設が存在している。

風力発電設備又は取付道路の敷設等に伴う土地の改変により、支流河川や水源地に濁水が混入するなど生活環境に影響を与える可能性があるため、支流河川や水源地への影響を回避するための対策を講じること。

また、近年豪雨災害が激甚化する傾向にあることを鑑み、本事業の工事に付随する排水施設や沈砂池等の設計は十分な裕度を持ったものとし、対象事業実施区域周辺の水環境への影響の回避又は低減を図ること。

(3) 動物への影響

ア 鳥類及びコウモリ類

対象事業実施区域及びその周辺では、生態系の上位性の注目種であるクマタカの生息が確認されている。加えて事業者の調査では、対象事業実施区域及びその周辺の上空において渡り鳥の飛翔が確認されている。

また、対象事業実施区域及びその周辺にはコウモリ類の生息が確認されており、一般の方からコウモリ類への影響について意見が寄せられている。

以上のことから、風力発電設備又は取付道路の敷設等に伴う土地の改変や風車の稼働により、鳥類及びコウモリ類の生息等に影響を及ぼす可能性があるため、生息地への影響やバードストライク及びバットストライクを回避、低減するよう十分配慮すること。特に、鳥類及びコウモリ類のバードストライク及びバットストライクについては、予測の不確実性が大きいことから事後調査を確実に行うこと。

事後調査又は供用開始後のこまめな巡回点検により、鳥類及びコウモリ類への重大な影響が確認された場合は、専門家等の意見も聴取し、追加的な環境保全措置を講じるなど、適切に対応すること。

本県の特別天然記念物で県鳥でもあるヤイロチョウの繁殖が確認されていることから、ペアリングが行われる５月から６月にかけての大切な時期は、尾根部での樹木の伐採等には十分配慮すること。

イ 両生類

対象事業実施区域内の細流において、四国の固有種であるイシヅチサンショウウオの生息が確認されている。工事期間中及び供用開始後にわたって、濁水の流入等による生息環境への影響を回避又は低減するよう十分に配慮すること。

ウ その他

対象事業実施区域及びその周辺には、国の特別天然記念物であるカモシカの生息が確認されている。対象事業実施区域で工事を施工する際は、カモシカが侵入しないよう施工区域を保全するなど、十分に配慮しながら工事を行うこと。

対象事業実施区域周辺では国の特別天然記念物であるヤマネの生息が確認されているため、樹木の伐採にあたっては、営巣がないことを確認するなど、十分に配慮すること。

その他、対象事業実施区域及びその周辺では、重要な種の生息が確認されており、多様な生態系を保持していると考えられる。このことから、工事の施工による土地の改変等による生息地への影響をできる限り回避又は低減するよう十分配慮すること。

(4) 植物及び生態系への影響

本事業の工事後の緑化について、種子吹付けに用いられる配合種子には、外来種が含まれている場合があり、現存する在来種と近縁種にある場合にコンタミネーションされ雑種化するなどし、対象地域周辺の生態系に影響を及ぼす可能性がある。

周辺地域から採取した植物の種子を活用するほか、降雨による表土流出の恐れが無く、周辺からの種子の供給等により緑化できる場合には、種子吹付けによる緑化によらず植生回復を図るなど、専門家の意見も聞きながら、周辺の生

生態系への影響を最小限にできる方法を優先的に検討し、対象事業実施区域の生態系に配慮すること。

事後調査等により生態系への影響が確認された場合は、専門家等に意見を聞くなどし、必要に応じて追加的な環境保全措置を適切に講じること。

(5) 景観への影響

対象事業実施区域は本山町の景観計画区域外に位置しているが、区域内と同様な基準を満たすよう、同町長から最大限の配慮を求める意見が出されている。同町には「天空の郷」の名で親しまれる本山町大石・吉延地区の棚田があり、人間と自然の営みによる景観は観光資源としても活用されている。以上のことから、本事業の実施にあたっては、景観保全の観点から最大限の配慮を行い、その影響を可能な限り回避又は低減すること。

(6) 累積的な影響

対象事業実施区域の東端から北東に約 4.4km の位置には、令和元年 6 月に運転を開始した風力発電施設「ユーラスウインドファーム」が隣接していることから、他事業者との情報交換、公開情報による情報収集に努め、累積的な環境影響について検討するとともに、可能な限り適切に評価を行い、その結果を評価書に記載すること。

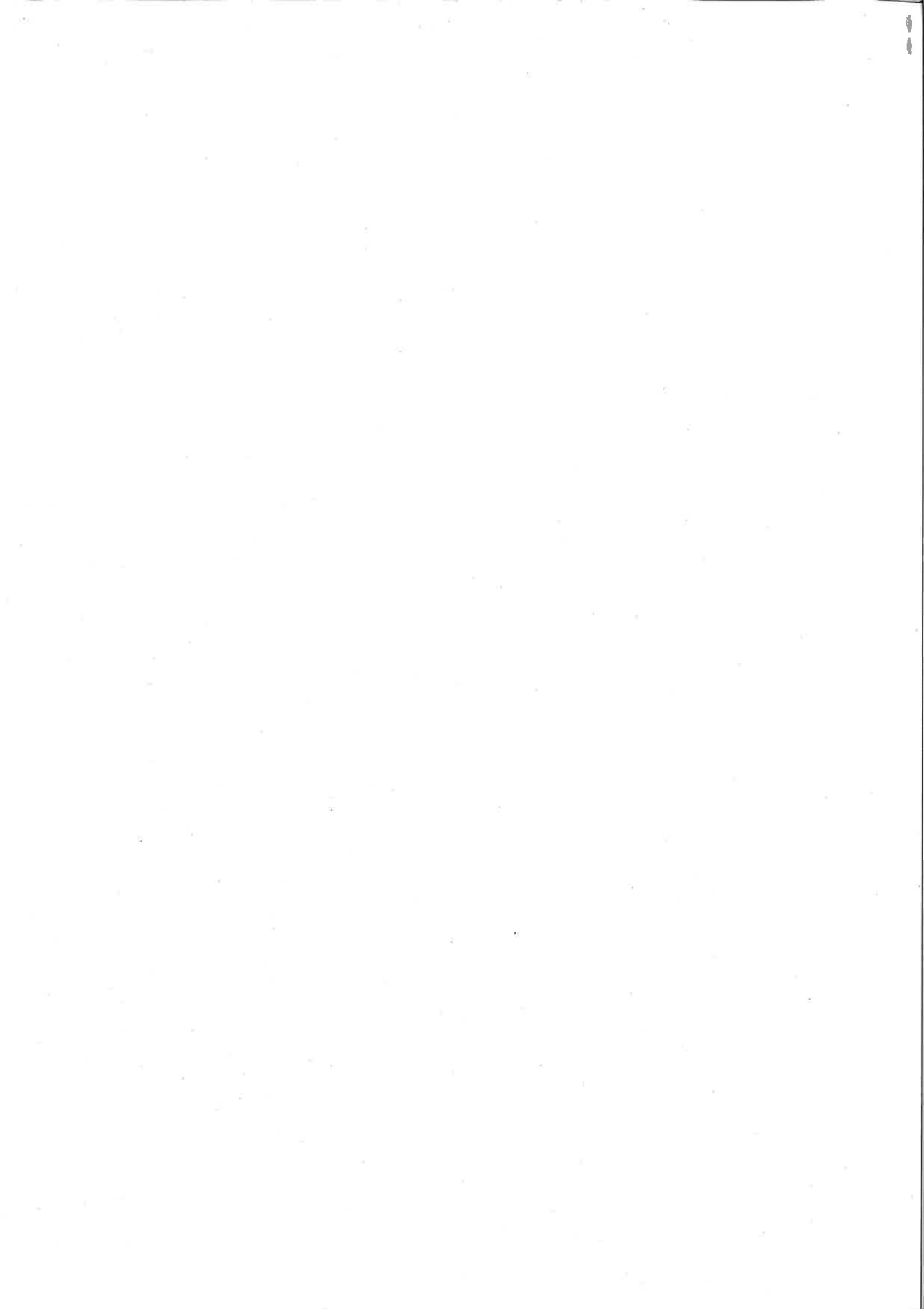
また、累積的な環境影響の発生が予測される場合や、供用開始後に発生したと認められる場合は、他事業者と協力して追加的な環境保全措置を実施するなど、誠意を持って対応すること。

(7) その他配慮を要する事項

- ・ 工事期間中における大型車両等の通行にあたっては、地域住民の通勤・通学時間帯や農作業等に配慮するとともに、工事車両の通行に伴う騒音についても、工事関係者への周知も含め、可能な限り低減に努めること。
- ・ 準備書内において、風力発電機の稼働に伴う騒音及び超低周波は「実行可能な範囲で低減が図られている」と評価されている。ただし、騒音及び超低周波の感じ方は地域住民によって異なることから、地域住民から騒音及び超低周波に係る意見のあった場合は、専門家の助言も踏まえ必要に応じて調査を行い、適切な環境保全措置を検討すること。

3. 関係市町からの意見

対象事業実施区域の一部を管轄する市町の首長から提出された意見は別添のとおりであるので、その内容に十分留意するとともに、適切に対応すること。





4 本政発第 40 号
令和 4 年 10 月 6 日

高知県知事 濱田 省司 様

本山町長 澤田 和廣

(仮称)高知県国見山周辺における風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する
関係自治体の意見について(回答)

日頃は、本町の林業・環境行政の推進につきまして、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

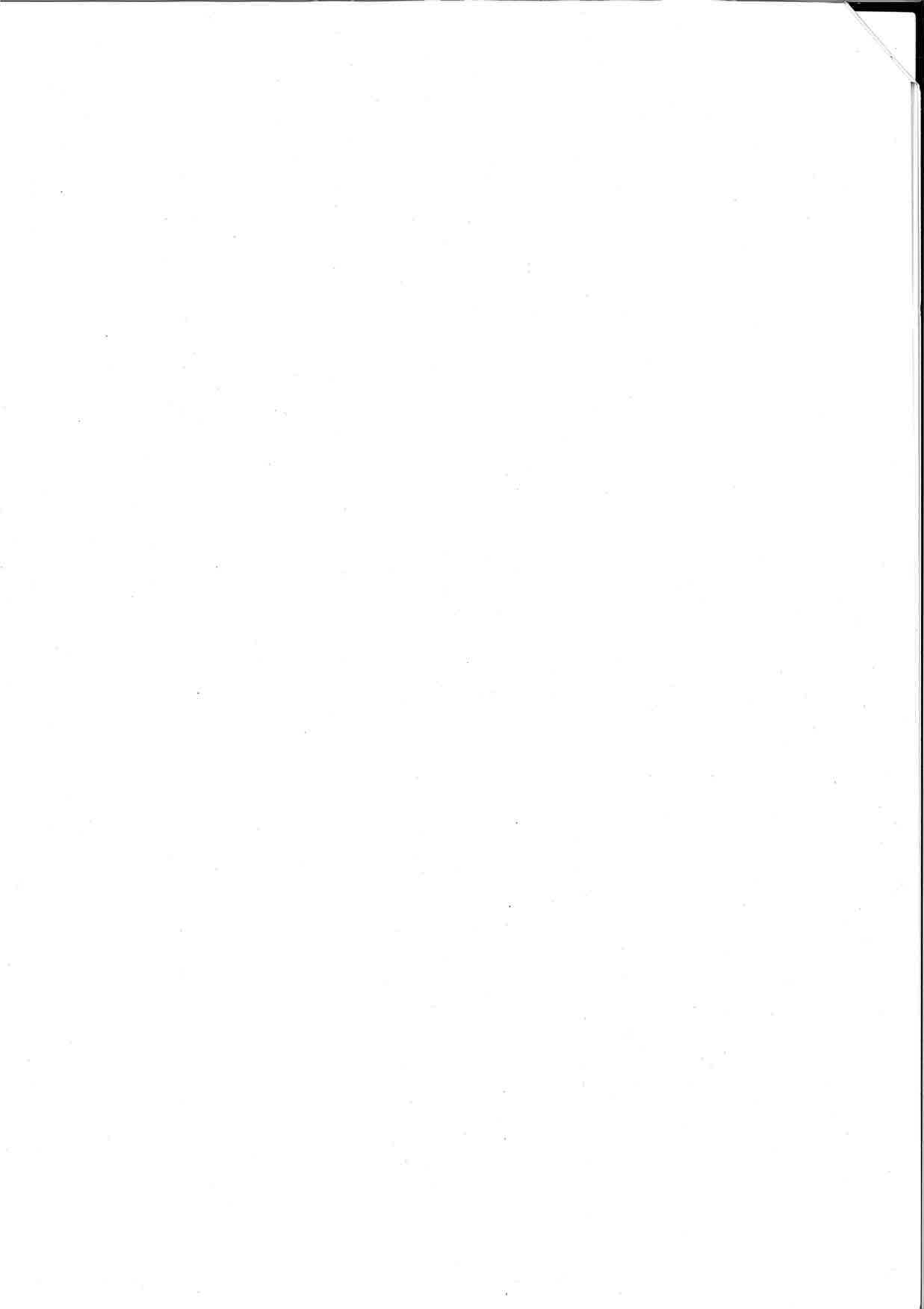
さて、環境影響評価法 20 条第 2 項の規定に基づき照会のありました、本件環境影響
評価準備書について、別紙のとおり回答します。

〒781-3692 高知県長岡郡本山町本山 504

本山町 政策企画課 担当：中西

TEL：0887-76-3915・FAX：0887-76-2943

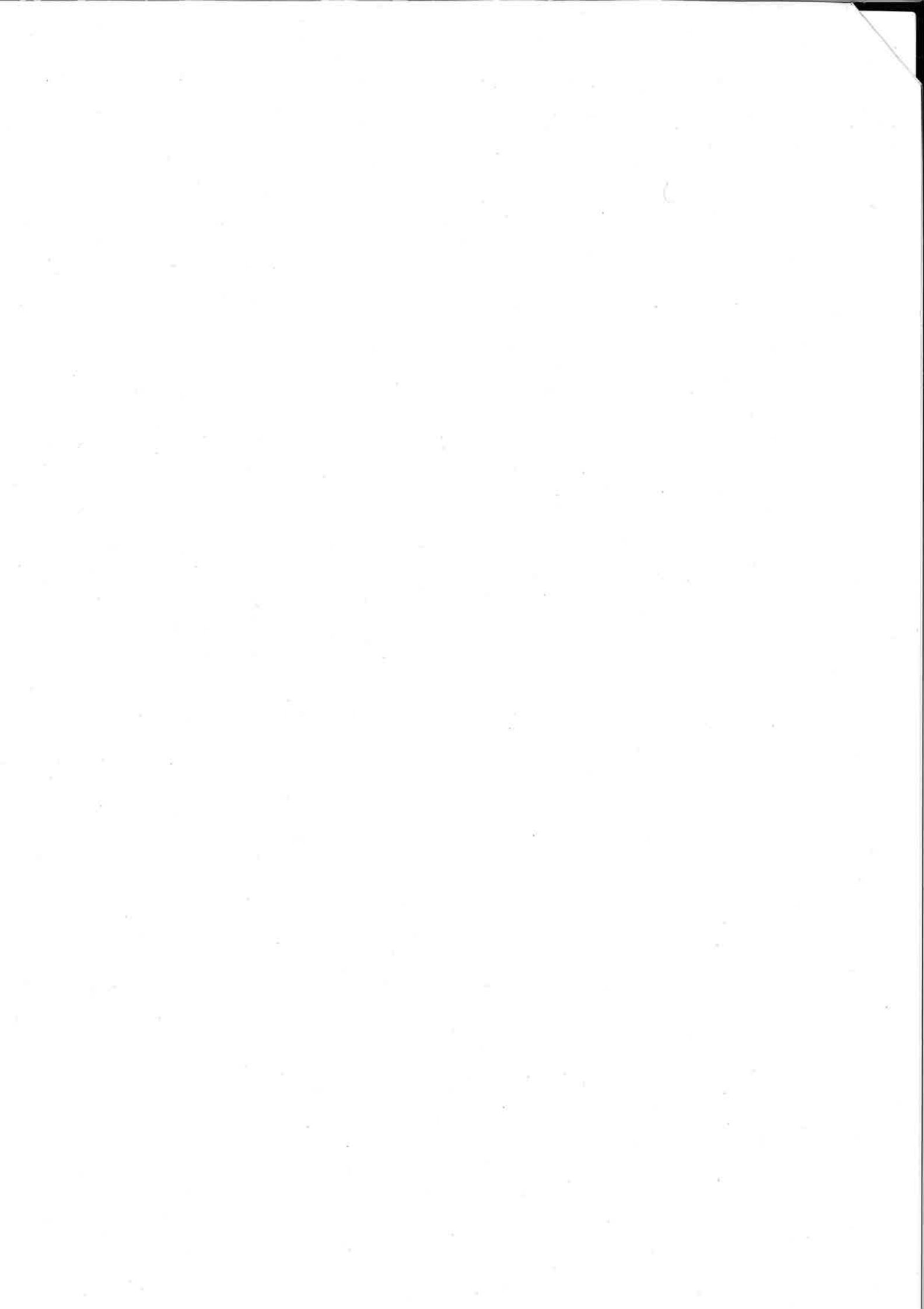
メール：kikaku@town.motoyama.lg.jp

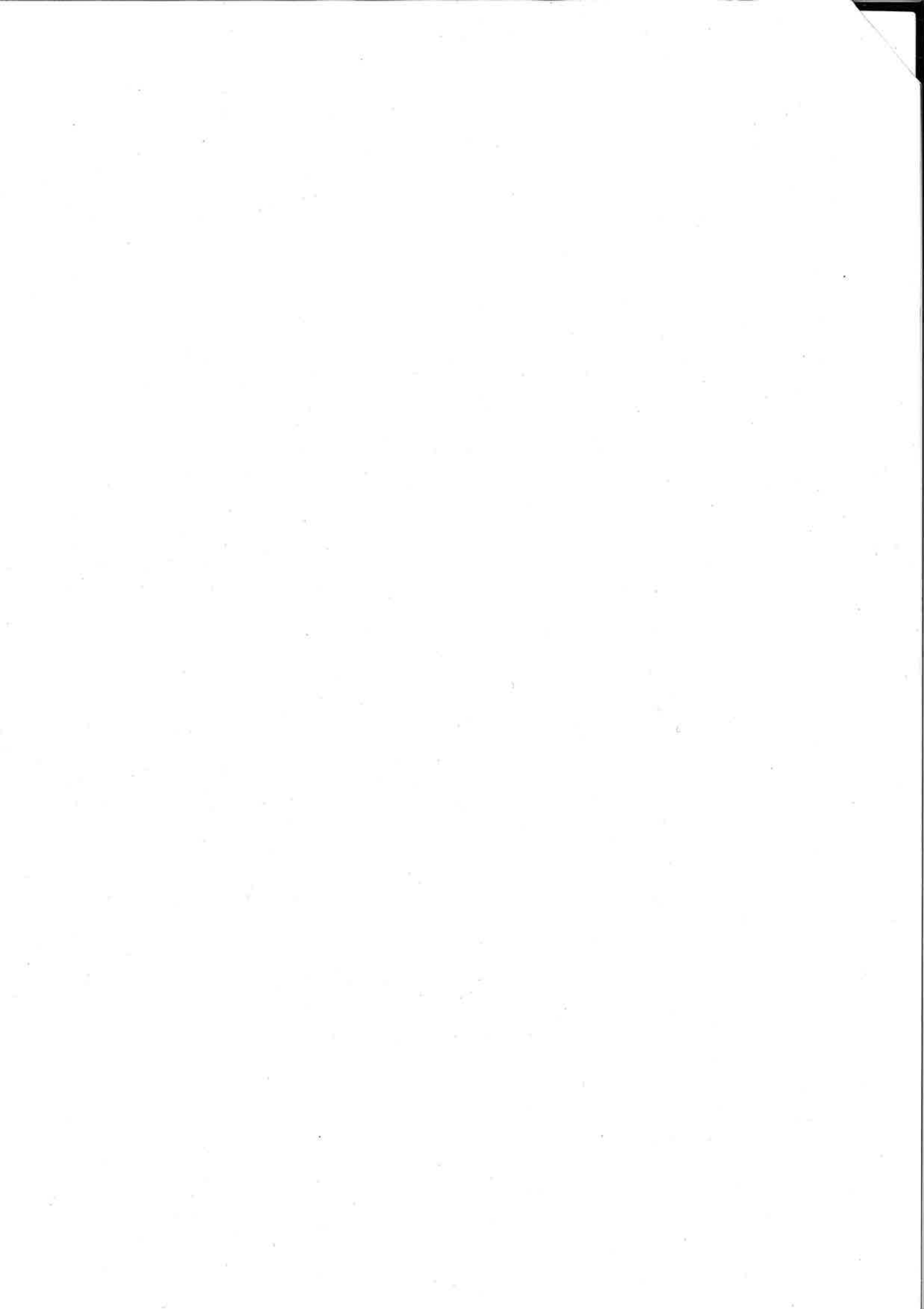


(別 紙)

環境影響評価法第 20 条第 2 項に基づく市町村長の意見

1 市町村名	高知県長岡郡本山町
2 意見の対象	(仮称) 高知県国見山周辺の風力発電事業 環境影響評価準備書
3 意見	
①総括的事項について	
電源開発株式会社が風力発電事業を進めるうえで、施工予定地は町の景観計画区域外に位置するところであるが、区域内と同様な基準を満たすよう、最大限の配慮をお願いする。	
②個別事項について	
風力発電事業の工事を施工するにあたり、節目節目には地域住民（地区）への説明を実施し、意見聴取を行っていただきたい。その際、町の担当課と密に情報共有を図り事業の進捗報告をお願いする。 また、工事箇所の森林、周辺の農地等への影響を考慮しながら、周囲の景観との調和を意識し、施工にあたっては、創意工夫の中で環境保全への取り組みを進めて下さい。	
3. その他	
本町では、令和 3 年 9 月に脱炭素・カーボンニュートラル宣言を行っている。このことから、電源開発株式会社が実施する風力発電事業を通じて、地域貢献や社会貢献について探り、地域住民と連携した S D G s な取り組みにつなげていただきたい。	







4 大豊地振第 72 号
令和 4 年 9 月 13 日

高知県知事 濱田 省司 様

大豊町長 大石 雅夫

(仮称) 高知県国見山周辺における風力発電事業に係る環境影響評価準備書
に対する関係自治体の意見について (回答)

令和 4 年 9 月 6 日付け 4 高自共第 468 号で協議のあった本件環境影響評価準備書につ
いては特に意見がありません。



4 香美環境第 4 0 2 9 号

令和 4 年 9 月 2 7 日

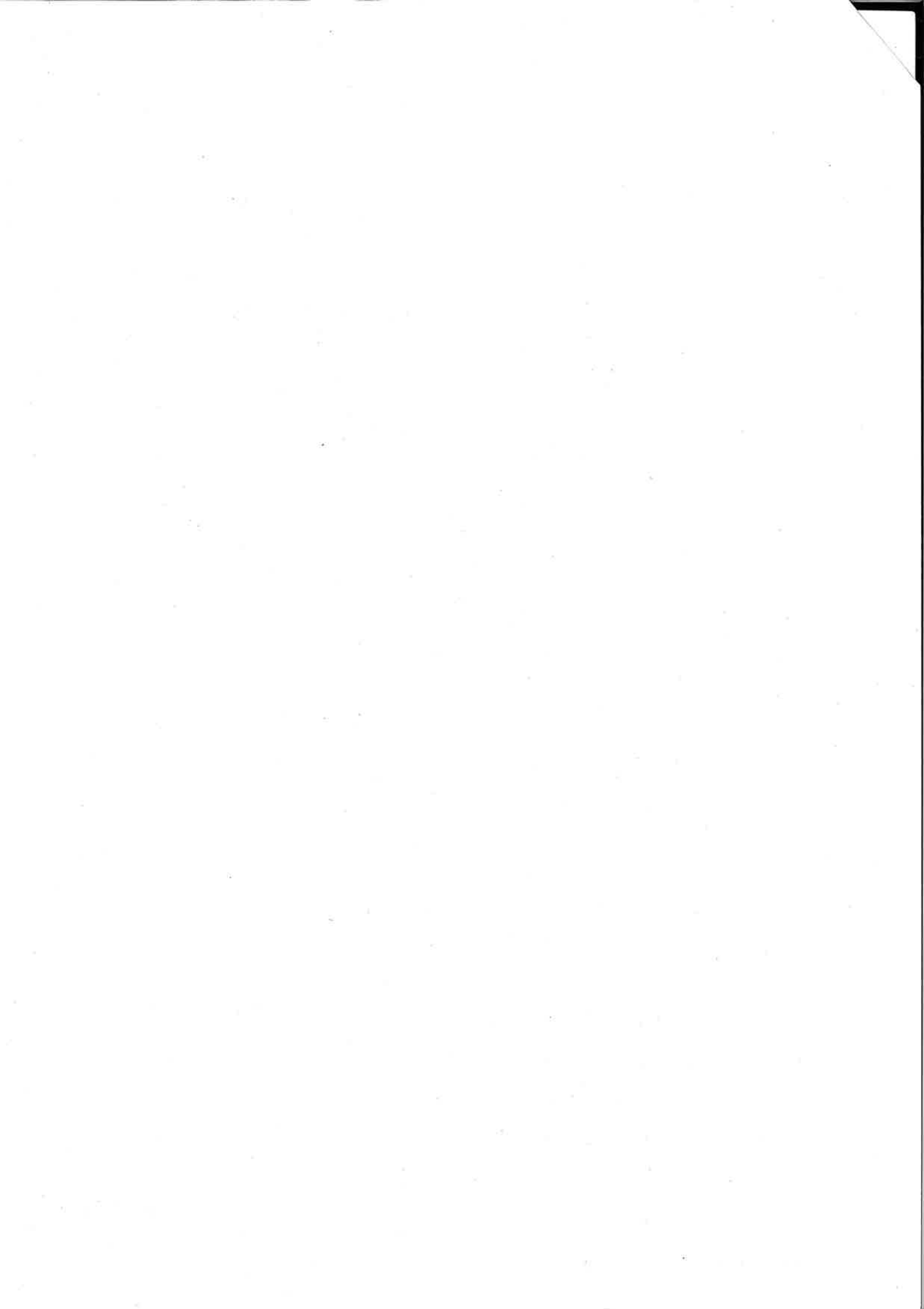
高知県知事 濱田 省司 様

香美市長 依光 晃一郎



(仮称)高知県国見山周辺における風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する関係
自治体の意見について(回答)

令和 4 年 9 月 6 日付け、4 高自共第 468 号で照会のありました標記の件につきまして、
別紙の通り回答いたします。



(別 紙)

環境影響評価法第 20 条第 2 項に基づく市町村長の意見

1 市町村名	香美市
2 意見の対象	(仮称) 高知県国見山周辺の風力発電事業 環境影響評価準備書
3 意見	(仮称)高知県国見山周辺の風力発電事業環境影響評価準備書について香美市内の住民の意見がないこと、また令和 4 年 6 月 23 日に実施した住民説明会において反対意見もないことから、香美市からの意見はありません。

